

加古川中流圏域河川整備計画 第五回 懇談会

河川整備計画の目標に関する事項

平成24年8月29日

兵庫県北播磨県民局
加東土木事務所

河川整備計画の構成

現状把握

(前回説明)

第1章 河川整備計画の目標に関する事項

第1節 流域及び河川の概要

第2節 河川整備の現状と課題

第3節 河川整備計画の目標

第4節 洪水による災害発生の防止又は軽減に関する目標

第5節 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する目標

第6節 河川環境の整備と保全に関する目標

計 画

(今回説明)

第2章 河川の整備と実施に関する事項

第1節 河川工事の目的、種類及び施工の場所並びに当該河川工事の施工により設置される河川管理施設の機能の概要

第2節 河道の維持の目的、種類及び施工の場所

第3節 河川整備を総合的に行なうために必要な事項

第1章 河川整備計画の 目標に関する事項

<第3節 河川整備計画の目標>

第3節 河川整備計画の目標

1. 対象区間

加古川水系中流圏域内の法河川

加古川本川：国交省管理区間上流端～篠山川合流点

流入支川：中流圏域内の加古川に流入する支川
(国交省管理区間は除く)

2. 対象期間

対象期間：概ね30年

対象区間が広範囲であり、一連の河川整備による効果を発現させるには長期間を要する。

3. 整備計画の適用

- ・「“ひょうご・人と自然の川づくり” 基本理念・基本方針」に基づき、当面の目標とする整備水準に配慮する。
- ・流域の社会状況、自然状況、河道状況に基づき策定し、段階的な整備を効率的かつ効果的に実施する。
- ・策定後に河川をとりまく状況が変化したり、新たな科学的知見や技術の進歩などの変化が生じた場合は、地域の意向を適切に反映させ、適宜、見直す。

第4節 洪水による災害の発生の防止

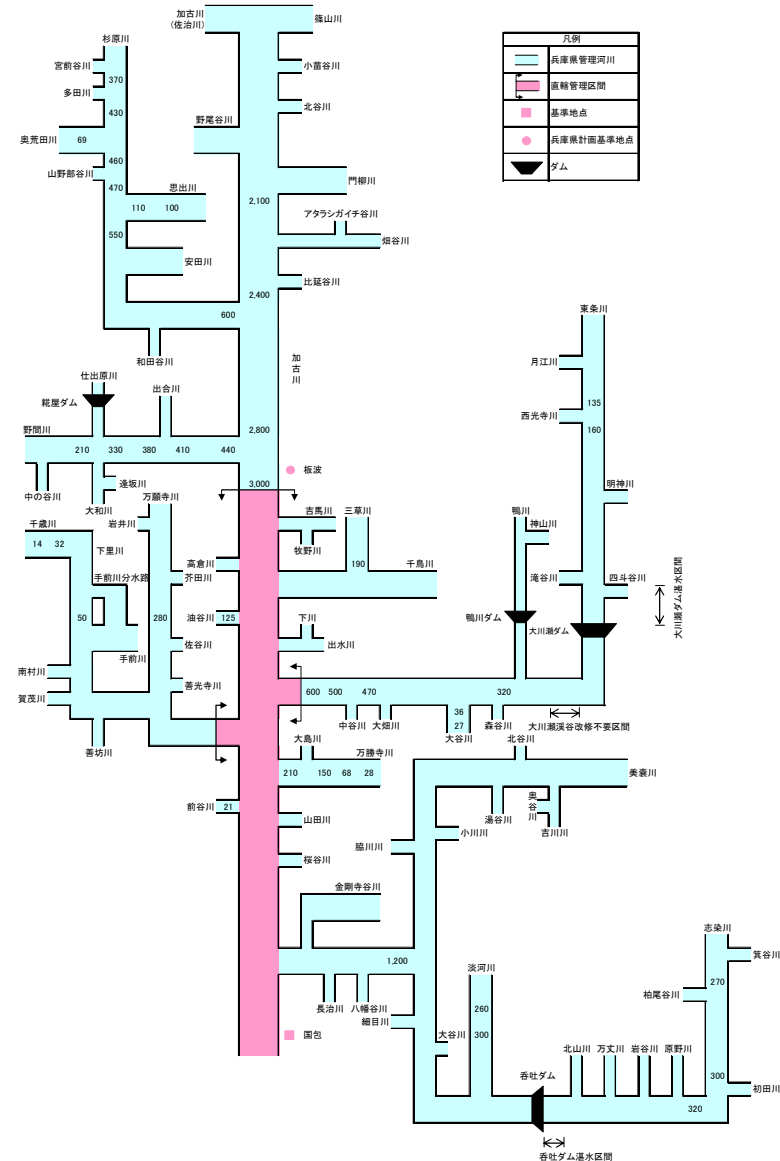
または軽減に関する目標

整備計画目標流量

- ・ 既往最大洪水に見合った流量
- ・ 下流の改修状況を見据え、下流区間とのバランスを考慮して目標流量を設定
- ・ 現行の改修計画で既往最大洪水流量を安全に流下させることが可能な場合は、現行の改修計画を踏襲

改修途上の対応

- ・ 関係機関や地域住民との密接な連絡体制による被害の軽減
- ・ 平常時からの防災情報の共有などによる被害の軽減
- ・ 地域総合治水計画との連動による被害の軽減



目標流量配分図

第4節 洪水による災害の発生の防止

または軽減に関する目標

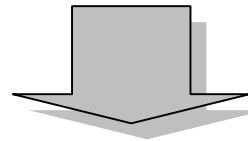
整備計画目標流量設定の考え方

■H16.10洪水の発生以前

- ・ 既往最大規模であったS58.9洪水規模を対象。

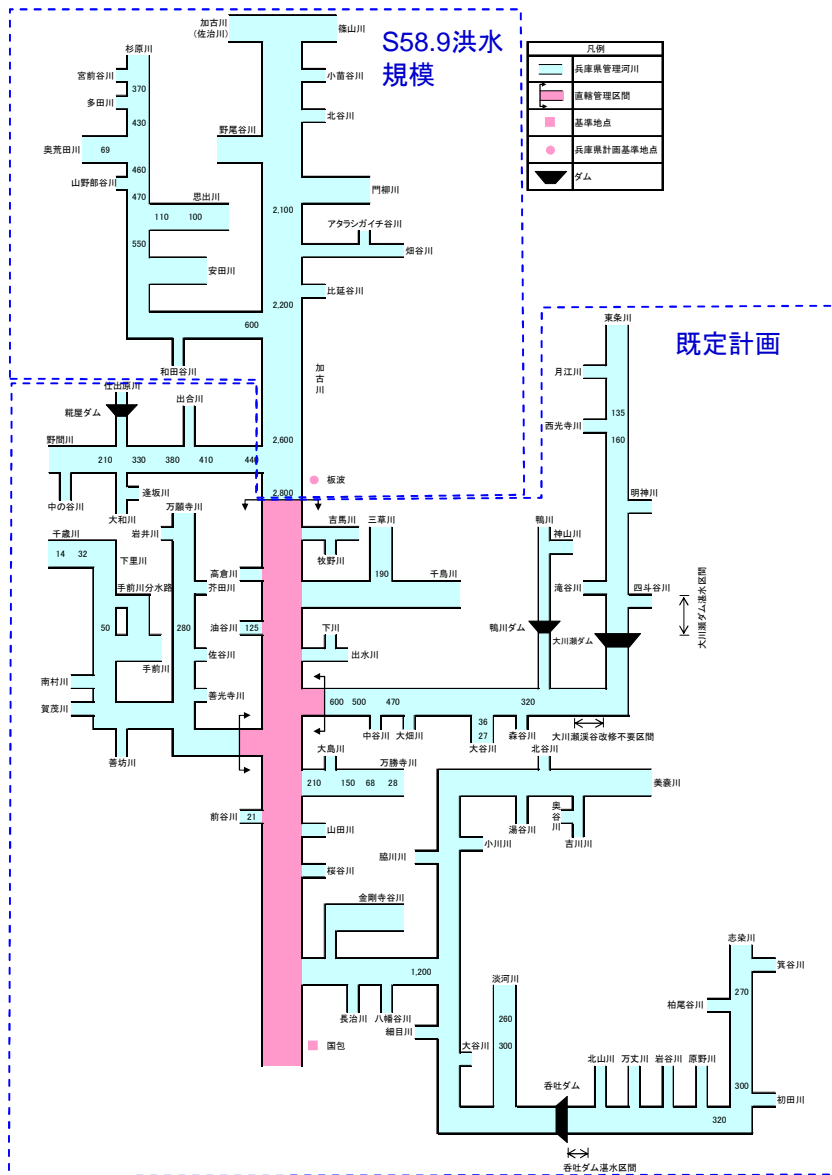
■H16.10洪水の発生以後

- ・ S58.9洪水規模を上回るH16.10洪水規模への対応を含めた河川整備計画の見直し。

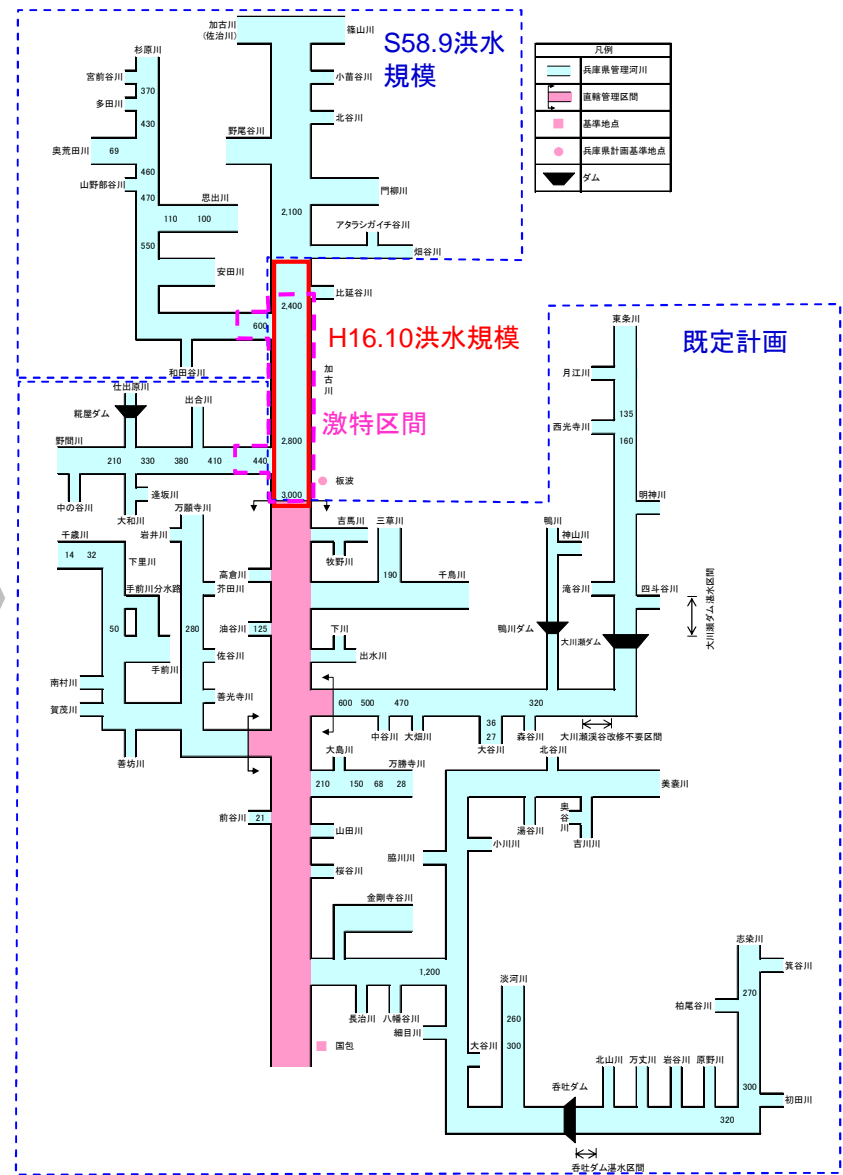


- ・ 流域全体としては、S58.9洪水規模を概ね安全に流下させることを目標とする。
- ・ 西脇市街地（本川激特区间）では、H16.10洪水規模を目標とする。
- ・ 現行の改修計画で既往最大洪水流量を安全に流下させることが可能な場合は、現行の改修計画を踏襲する。

第4節 洪水による災害の発生の防止 または軽減に関する目標



目標流量配分図(H16.10洪水以前の考え方)



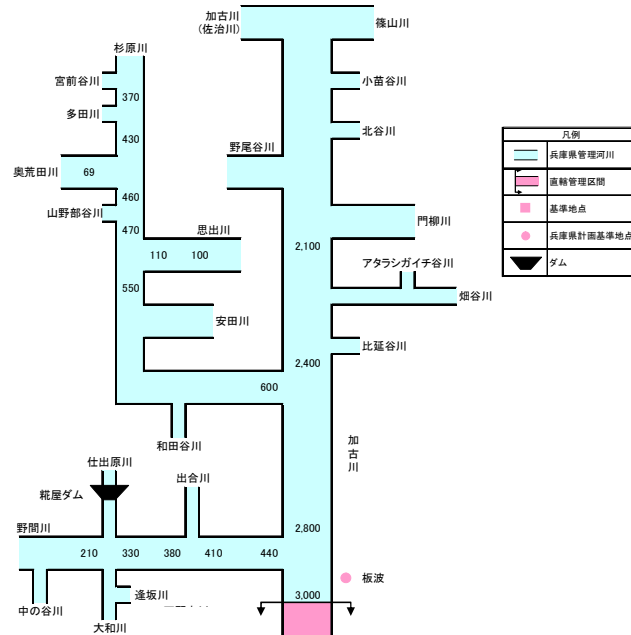
目標流量配分図(H16.10洪水発生後の考え方)

第4節 洪水による災害の発生の防止

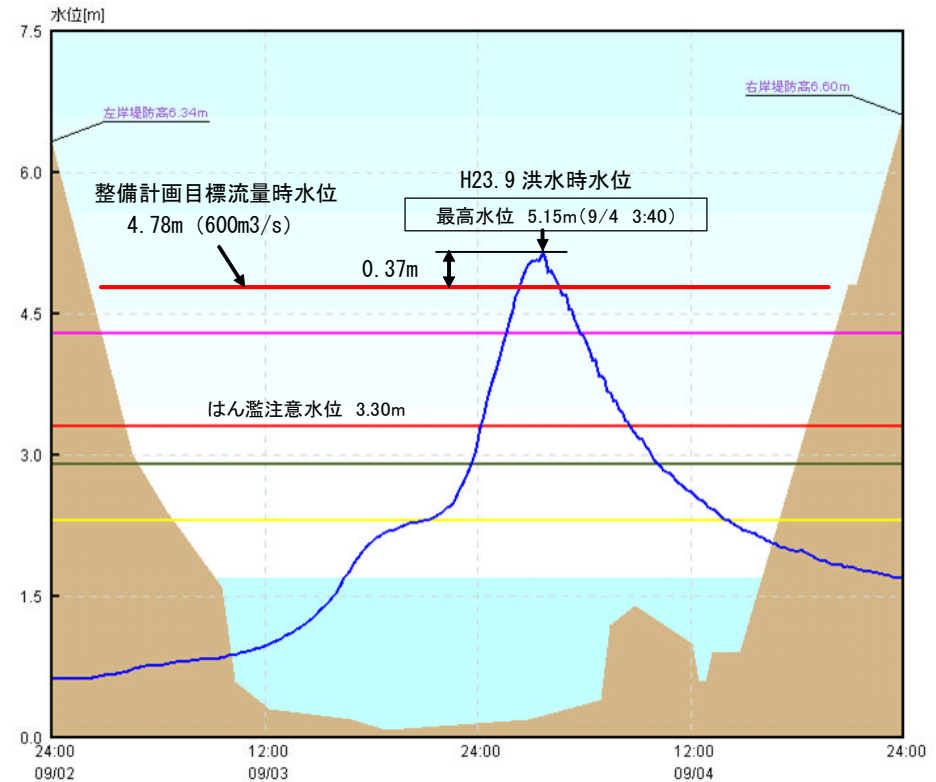
または軽減に関する目標

整備計画目標流量

- ・ H23.9洪水(台風12号)における杉原川、野間川流域の洪水規模は整備計画目標流量（S58.9洪水規模）を上回ると推定される。
- ・ しかし、下流区間の改修状況を見据え、下流区間とのバランスを考慮して目標流量を設定する。



整備計画目標流量（板波上流）



西脇観測所（杉原川）の水位

第5節 河川の適正な利用及び

流水の正常な機能の維持に関する目標

- ・ 地域住民が、憩いの場として河川を利用することができ、身近に自然を感じ、恩恵を実感できるような、美しく、安全で、利用しやすい川づくりを推進する。
- ・ 取水堰については、治水・利水・環境のバランスの取れた適切な河川利用を実現するために、関係機関と協議し調整に努める。
- ・ 流水の正常な機能の維持を図るため、関係機関との連携のもと、観測・調査などを行い、流水の正常な機能を損なうことなく、安定的な水利用が出来るように努める。

第6節 河川環境の整備と保全に関する目標

- ・ 河川を生育・生息の場とする生物は、周辺の自然や地形、河道内の瀬や淵、高水敷、さらに本川と支川・水路の連続性などに関係しているため、河川整備に際しては、人工的な改変を極力抑え、現在の河川環境に与える影響が極力少なくなるよう努める。
- ・ 生態系に著しく影響を与える特定外来生物については、発見した場合、関係機関と連携した対策に努める。
- ・ 地域に密着した河川の歴史を大切にしながら、関係機関や住民と連携して水辺に親しめるような河川環境、河川景観の整備・保全に努める。